

(仮称) 第4次 名張市人権施策基本計画概要

基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

国における人権関連法の制定や改正、三重県における「差別解消条例」の制定など人権を取り巻く社会情勢に変化が見られ、加えて、2023（令和5）年、「新・理想郷プラン」に代わる新しい名張市総合計画「なばり新時代戦略」がスタートしました。

こうした状況を踏まえ、第3次名張市人権施策基本計画の改定を1年前倒しし、2025年度を初年度とする第4次名張市人権施策基本計画を策定します。

2 基本理念

名張市総合計画「なばり新時代戦略」の理念に基づき、人権尊重のまちの実現に向けて、全ての分野において一人一人が互いの個性や価値観の違いを認め合い、誰もが自己決定や自己実現を妨げられることなく、共に支え合い、助け合いながら、自分らしく生き生きと暮らせるよう、差別をなくす取組を進めるため、この計画の基本理念を「あらゆる差別を解消し、一人一人の多様性が尊重され、互いに認め合い、支え合う、誰一人取り残されることのない共生社会の実現」とします。

3 計画の性格と期間

(1) 計画の性格

この基本計画は名張市総合計画「なばり新時代戦略」に定める人権が尊重されるまちづくりの方針を、総合的、計画的、かつ具体的に推進するために、中・長期的な視点に立った人権施策の基本的な方向を示すものです。また、様々な個別の人権課題の解決に向け、適切な施策を推進するための指針でもあり、本市が策定している各行政分野別計画との整合性を図りました。

また、この基本計画は市民や企業、各種団体との協働により実現を図るためのガイドラインでもあり、市民生活や企業・団体等の活動の中で、一人一人が人権尊重の考え方を踏まえ、自主的に協力し合って取り組むように働きかけを行っていきます。

国連において採択されたSDGsの視点を踏まえた、経済・社会・環境をめぐる広範な課題への総合的な取組を進めることが求められています。

この基本計画に基づき、人権を大切にする施策を着実に推進することにより、SDGsの目標達成に貢献するものとします。

(2) 計画の期間

この計画は、2025（令和7）年度を初年度とし、「なばり新時代戦略」の最終年度である2032（令和14）年度までの8か年計画として策定します。

ただし、各分野の人権課題に関わって、法律の制定や改正、制度の創設や改廃、人権課題を取り巻く社会情勢の変化、また、この計画の期間中に実施予定の人権に関する市民意識調査の結果などにより、必要に応じて適宜、部分的な見直しを行うものとします。

4. 計画の体系

◇ 基本理念

あらゆる差別を解消し、一人一人の多様性が尊重され、
互いに認め合い、支え合う、
誰一人取り残されることのない共生社会の実現

◇ 基本方針

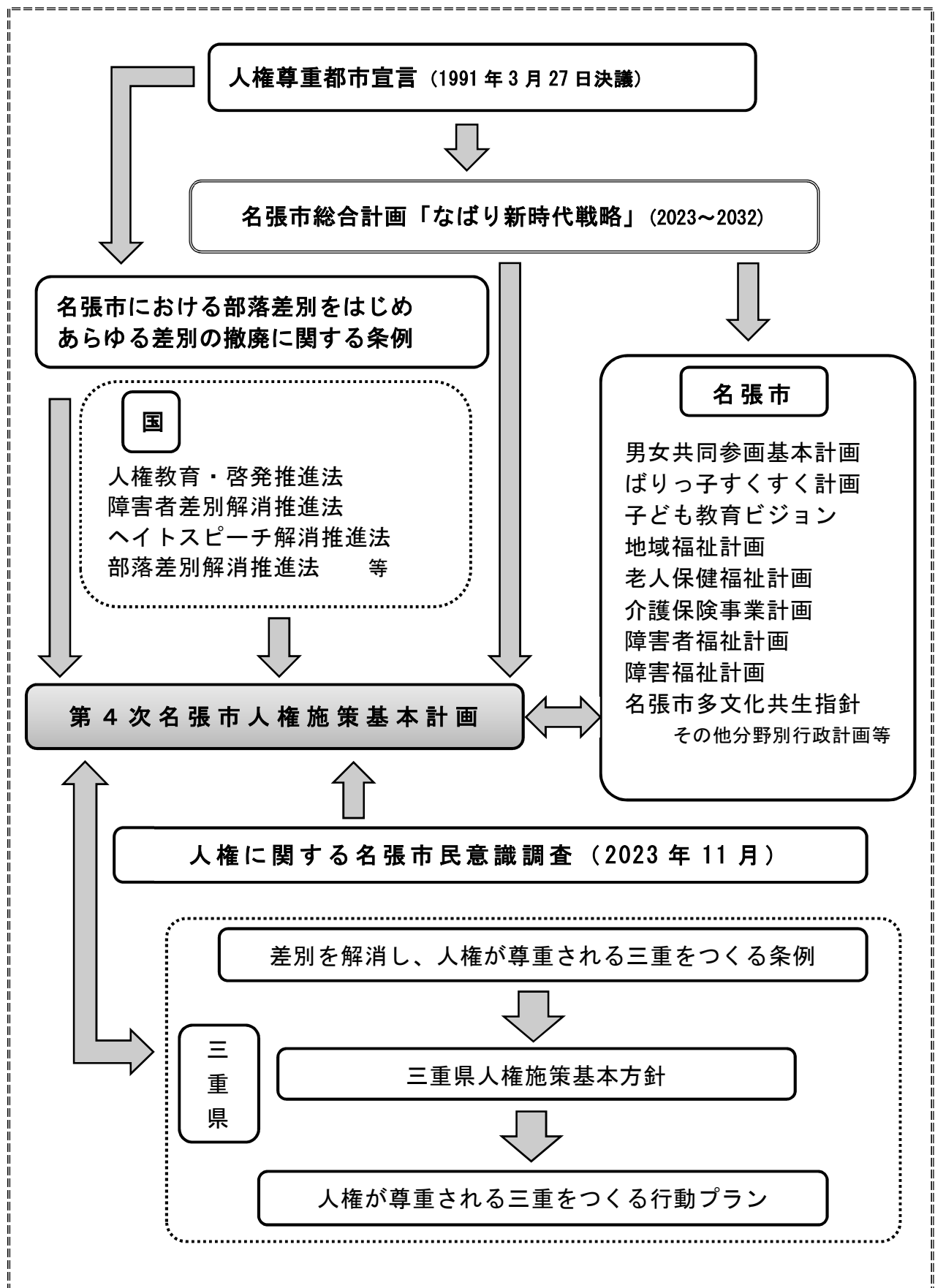
- (1) 人権尊重の意識づくり
- (2) 人権尊重を基盤に据えた行政の推進
- (3) 人権擁護の支援体制づくり
- (4) 協働による人権尊重のまちづくり

◇ 施策体系

横断的 施策	(1) 人権教育の推進
	(2) 人権啓発の推進
	(3) 相談支援体制の充実
	(4) 関係機関等との連携・協調による取組の推進

↑ ↓

分野別施策										
(1) 部落問題	(2) 子どもの人権	(3) 女性の人権	(4) 障害者の人権	(5) 高齢者の人権	(6) 外国人の人権	(7) 性的指向・性自認	(8) インターネットと人権	(9) ハラスメント	(10) 感染症・難病患者等の人権	(11) 様々な人権課題



基本計画

1 横断的施策

(1) 人権教育の推進

《施策の方向性》

- ①家庭における人権教育の推進
- ②就学前教育及び学校教育における人権教育の推進
- ③社会教育・地域における人権教育の推進

(2) 人権啓発の推進

《施策の方向性》

- ①条例などの普及・啓発
- ②人権啓発行事の開催
- ③企業（職場・職域）への啓発の推進
- ④市職員・教職員に対する研修の推進
- ⑤様々な媒体を活用した人権啓発の推進

(3) 相談支援体制の充実

《施策の方向性》

- ①人権侵害事象への対応
- ②相談機関・窓口と連携と市民への周知
- ③相談体制の充実
- ④相談員の資質向上

(4) 関係機関等との連携・協調による取組の推進

《施策の方向性》

- ①地域づくり組織のまちづくり事業に人権の視点
- ②地域活動拠点の活用
- ③中学校区別人権教育推進協議会の取組支援
- ④県立学校別人権教育推進協議会との連携
- ⑤名張市人権センターとの連携

2 分野別施策

(1) 部落問題

《施策の方向性》

- ① 部落差別解消推進に向けた施策の推進
- ② 研修会・学習会・啓発行事の実施
- ③ 学校などにおける部落問題に関する人権教育の充実
- ④ 地域・職域における部落問題に関する学習機会の充実
- ⑤ 隣保館等（隣保館・児童館・教育集会所）機能の充実
- ⑥ 相談機能の充実
- ⑦ 関係機関・団体等との連携・協働

(2) 子どもの人権

《施策の方向性》

- ① 子どもの人権に関する啓発
- ② 子どもの権利擁護
- ③ 総合的で切れ目のない子育て支援
- ④ 子どもの貧困対策
- ⑤ 学校教育の充実
- ⑥ 安全な子どもの居場所づくり
- ⑦ 相談・支援体制の充実
- ⑧ 不登校児童・生徒及びその保護者への支援

(3) 女性の人権

《施策の方向性》

- ① 男女共同参画の推進
- ② 市の政策・施策決定の場への参画
- ③ 子育て支援の充実
- ④ 女性の人権擁護（相談・支援体制の充実）
- ⑤ 女性の労働環境の整備

(4) 障害者の人権

《施策の方向性》

- ① 障害者の人権に関する啓発
- ② 虐待防止と権利擁護
- ③ 相談・支援体制の充実
- ④ 社会参加・交流の促進
- ⑤ 特別支援教育の充実
- ⑥ 福祉のまちづくりの推進
- ⑦ 障害者雇用の促進・自立支援
- ⑧ 福祉サービスの充実
- ⑨ 災害時支援体制の整備

(５) 高齢者の人権

《施策の方向性》

- ① 高齢者の人権に関する啓発
- ② 虐待防止と権利擁護
- ③ 相談・支援体制の充実
- ④ 介護サービスの充実
- ⑤ 福祉のまちづくりの推進
- ⑥ 社会活動への参画促進
- ⑦ 雇用・就労機会の拡大
- ⑧ 健康づくり・介護予防の推進
- ⑨ 災害時支援体制の整備

(６) 外国人の人権

《施策の方向性》

- ① 多文化共生社会の構築
- ② 外国人の人権に関する啓発
- ③ 相談・支援体制の充実
- ④ 学校教育における支援と国際理解教育の推進
- ⑤ 参加・交流事業への支援
- ⑥ 適正雇用と適正就労の確保

(７) 感染症・難病患者等の人権

《施策の方向性》

- ① 感染症・難病等に関する正しい知識の普及啓発
- ② 適切な医療に関する情報提供
- ③ 相談・支援体制の充実

(８) 性的指向・性自認

《施策の方向性》

- ① 性的指向・性自認に関する啓発
- ② 学校教育における配慮と正しい理解の促進
- ③ 市職員に対する研修
- ④ 相談・支援体制の整備

(９) インターネットと人権

《施策の方向性》

- ① インターネット上の人権に関する啓発
- ② 学校教育における情報モラル教育の推進
- ③ インターネット上の人権侵害書込みモニタリング
- ④ 市職員・教職員に対する研修
- ⑤ 相談体制の充実

(10) ハラスメント

《施策の方向性》

- ①ハラスメントに関する啓発
- ②市職員・教職員に対する研修
- ③企業におけるハラスメント防止活動への支援
- ④相談・支援体制の充実

(11) さまざまな人権課題

- ◇ 犯罪被害者等の人権
- ◇ 刑を終えて出所した人の人権
- ◇ アイヌの人々の人権
- ◇ ホームレスの人権
- ◇ 北朝鮮当局による人権侵害問題
- ◇ 災害と人権

《施策の方向性》

- ①様々な人権課題に関する啓発
- ②相談・支援体制の充実

推進体制

(1) 人権施策の推進体制

この計画の基本理念に掲げた「あらゆる差別を解消し、一人一人の多様性が尊重され、互いに認め合い、支え合う、誰一人取り残されることのない共生社会の実現」を目指して、総合計画「なばり新時代戦略」と連動し、「名張市人権推進本部」を中心として関連部署相互の緊密な連携の下、人権施策を総合的かつ計画的に推進し人権尊重を基本とした行政運営に取り組みます。

(2) 国、県、関係機関・団体等との連携

この基本計画を多様な主体と協働して推進するため、市民や人権に関わる市民団体、事業者などとの連携を強化します。

また、国や県、近隣自治体との連携強化を図り、情報収集、情報交換、人権施策の事例研究などを行います。

(3) 人権施策の進行管理

この基本計画に掲げた施策について、行政評価制度と連動しながら名張市人権推進本部において状況を把握し、定期的に名張市差別撤廃審議会へ報告します。

名張市差別撤廃審議会は、定期的にこの計画の推進に関し必要な事項について調査、審議するとともに、計画の進捗状況の確認、評価などを行います。